

防人給第7525号
令和5年4月1日

陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部人事教育部厚生課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部人事教育部厚生課長 殿
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部人事教育部厚生課長

人事教育局給与課長
(公印省略)

若年定年退職者給付金の課税上の取扱いについて（通知）

標記について、別紙第1及び別紙第2により取り扱うこととされたので通知する。
また、地方税の特別徴収についても、所得税の徴収方法に準ずることとされたので
申し添える。

なお、自衛官若年定年退職者給付金の課税上の取扱いについて（人厚第5882号。
平成2年11月15日）は、廃止する。ただし、若年定年退職者に係る定年に達する
日が令和5年4月1日（以下「施行日」という。）前である若年定年退職者及び施行
日前に退職した若年定年退職者の若年定年退職者給付金の課税上の取扱いについて
は、別紙第2の第3項第2号を除き、なお従前の例による。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

定年が年齢60年以上とされている若年定年退職者の
若年定年退職者給付金の課税上の取扱いについて

1 課税上の取扱い

給付金の所得区分及び収入時期については、本制度創設の趣旨及び当該給付金の経済的実質を踏まえ、第1回目の給付金（一括支給における第1回目の給付金相当額を含む。）は退職した年分の退職所得の収入金額とし、第2回目（一括支給における第2回目の給付金相当額を含む。）及び追給の給付金はそれぞれ退職した年の翌々年分及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）附則第13項の規定により読み替えられた法第27条の2第1号に規定する自衛官以外の職員の定年に至った年分の一時所得の収入金額とする。

2 具体的課税方法

(1) 第1回目の給付金に係る源泉徴収税額は、次により求める。

- ① 第1回目の給付金の額を国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に基づく退職手当の額と合計し、この合計額から所定の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額に所定の税率を乗じて、第1回目の給付金の額と退職手当の額との総額に対する税額を求める。
- ② ①により求めた税額に、退職手当の額と第1回目の給付金の額との総額に第1回目の給付金の額が占める割合を乗じて求めた税額を第1回目の給付金の額から徴収する。

なお、退職手当に係る源泉徴収税額については、①により求めた税額に退職手当の額と第1回目の給付金の額との総額に退職手当の額が占める割合を乗じて求めた税額を、その退職手当の額から徴収する。

(注) 退職の翌年の所得金額が支給調整上限額を超えたことにより、第1回目の給付金の全部又は一部を返納（一括支給において第1回目の給付金相当額を減額する場合を含む。）することとなった場合には、返納後の第1回目の給付金の額を退職手当の額と合計した上、上記①に準じて税額の再計算を行う。この場合、再計算後の税額が既に納付済みの税額を超えるときはその差額を納付し、逆に満たないときはその差額を過誤納金として支払者が税務署に還付請求を行い還付を受ける。

(2) 第2回目の給付金は、一時所得として受給者が支給されるべき金額（他に一時所得がある場合には、当該一時所得の収入金額から支出した金額を控除した残額との合計額）から50万円を控除した残額の2分の1に相当する額を、他の所得

(再就職賃金等)と併せて確定申告(総合課税)し、これに係る税額を納付する。

- (3) 追給の給付金は、第2回目の給付金と同様に、一時所得として受給者が支給されるべき金額(他に一時所得がある場合には、当該一時所得の収入金額から支出した金額を控除した残額との合計額)から50万円を控除した残額の2分の1に相当する額を、他の所得(再就職賃金等)と併せて確定申告(総合課税)し、これに係る税額を納付する。

3 源泉徴収票(特別徴収票)及び支払を証する書類の作成

- (1) 退職所得の源泉徴収票及び特別徴収票(地方税)は、本人に交付する。

なお、第1回目の給付金について返納があった場合には、返納後の給付金の額を記載した徴収票を改めて本人に交付する。

- (2) 第2回目及び追給の給付金については、支払者が「若年定年退職者給付金の支払調書」(別添様式)の提出に代えて、当該支払調書に記載すべき事項を電子的方法によりその支給されるべき年の翌年1月末日までに国税庁あて提出するものとする。

なお、当該支払調書は第2回目及び追給の給付金を支給した全ての者について提出する。

定年が年齢60年に満たないとされている若年定年退職者の
若年定年退職者給付金の課税上の取扱いについて

1 課税上の取扱い

- (1) 法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3第1項に規定する前期算定基礎期間（以下「前期算定基礎期間」という。）に係る給付金の所得区分及び収入時期については、本制度創設の趣旨及び当該給付金の経済的実質を踏まえ、第1回目の給付金（一括支給における第1回目の給付金相当額を含む。）は退職した年分の退職所得の収入金額とし、第2回目（一括支給における第2回目の給付金相当額を含む。）及び前期算定基礎期間に係る追給の給付金はそれぞれ退職した年の翌々年分及び60歳に至った年分の一時所得の収入金額とする。
- (2) 法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3第1項に規定する後期算定基礎期間（以下「後期算定基礎期間」という。）に係る給付金の所得区分及び収入時期については、本制度創設の趣旨、当該給付金の経済的実質及び前期算定基礎期間に係る給付金と所得による支給額調整の基準が異なることを踏まえ、第3回目の給付金（一括支給における第3回目の給付金相当額を含む。）及び第4回目の給付金（一括支給における第4回目の給付金相当額を含む。）はそれぞれ62歳に至った年分の一時所得の収入金額とし、後期算定基礎期間に係る追給の給付金は法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の2第1号に規定する自衛官以外の職員の定年に至った年分の一時所得の収入金額とする。

2 具体的課税方法

- (1) 第1回目の給付金に係る源泉徴収税額は、次により求める。
- ① 第1回目の給付金の額を国家公務員退職手当法に基づく退職手当の額と合計し、この合計額から所定の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額に所定の税率を乗じて、第1回目の給付金の額と退職手当の額との総額に対する税額を求める。
- ② ①により求めた税額に、退職手当の額と第1回目の給付金の額との総

額に第1回目の給付金の額が占める割合を乗じて求めた税額を第1回目の給付金の額から徴収する。

なお、退職手当に係る源泉徴収税額については、①により求めた税額に退職手当の額と第1回目の給付金の額との総額に退職手当の額が占める割合を乗じて求めた税額を、その退職手当の額から徴収する。

(注) 退職の翌年の所得金額が支給調整上限額を超えたことにより、第1回目の給付金の全部又は一部を返納（一括支給において第1回目の給付金相当額を減額する場合を含む。）することとなった場合には、返納後の第1回目の給付金の額を退職手当の額と合計した上、上記①に準じて税額の再計算を行う。この場合、再計算後の税額が既に納付済みの税額を超えるときはその差額を納付し、逆に満たないときはその差額を過誤納金として支払者が税務署に還付請求を行い還付を受ける。

(2) 第2回目の給付金は、一時所得として受給者が支給されるべき金額（他に一時所得がある場合には、当該一時所得の収入金額から支出した金額を控除した残額との合計額）から50万円を控除した残額の2分の1に相当する額を、他の所得（再就職賃金等）と併せて確定申告（総合課税）し、これに係る税額を納付する。

(3) 前期算定基礎期間に係る追給の給付金は、一時所得として受給者が支給されるべき金額（他に一時所得がある場合には、当該一時所得の収入金額から支出した金額を控除した残額との合計額）から50万円を控除した残額の2分の1に相当する額を、他の所得（再就職賃金等）と併せて確定申告（総合課税）し、これに係る税額を納付する。

(4) 第3回目及び第4回目の給付金は、一時所得として受給者が支給されるべき金額（これらの給付金の額（※）の合計とし、他に一時所得がある場合には、当該一時所得の収入金額から支出した金額を控除した残額との合計額）から50万円を控除した残額の2分の1に相当する額を、他の所得（再就職賃金等）と併せて確定申告（総合課税）し、これに係る税額を納付する。

(※) 61歳の年の所得金額が支給調整上限額を超えたことにより、第3回目の給付金の全部又は一部を返納（一括支給において第3回目の給付金相当額を減額する場合を含む。）することとなった場合には、返納後の第3回目の給付金の額とする。

(5) 後期算定基礎期間に係る追給の給付金は、一時所得として受給者が支給されるべき金額（他に一時所得がある場合には、当該一時所得の収入金額から支出した金額を控除した残額との合計額）から50万円を控除した残額の2分の1に相当する額を、他の所得（再就職賃金等）と併せて確定申告（総合課税）し、これに係る税額を納付する。

3 源泉徴収票（特別徴収票）及び支払を証する書類の作成

(1) 退職所得の源泉徴収票及び特別徴収票（地方税）は、本人に交付する。

なお、第1回目の給付金について返納があった場合には、返納後の給付金の額を記載した徴収票を改めて本人に交付する。

(2) 第2回目及び前期算定基礎期間に係る追給の給付金については、支払者が「若年定年退職者給付金の支払調書」（別添様式）の提出に代えて、当該支払調書に記載すべき事項を電子的方法によりその支給されるべき年の翌年1月末日までに国税庁あて提出するものとする。

なお、当該支払調書は第2回目及び前期算定基礎期間に係る追給の給付金を支給した全ての者について提出する。

(3) 第3回目及び第4回目の給付金並びに後期算定基礎期間に係る追給の給付金については、支払者が「若年定年退職者給付金の支払調書」（別添様式）の提出に代えて、当該支払調書に記載すべき事項を電子的方法により第4回目の給付金又は後期算定基礎期間に係る追給の給付金が支給されるべき年の翌年1月末日までに国税庁あて提出するものとする。

なお、当該支払調書は第3回目及び第4回目の給付金並びに後期算定基礎期間に係る追給の給付金を支給した全ての者について提出する。

令和 年分若年定年退職者給付金の支払調書

支 払 を 受 け る 者	住 所			
	氏 名			
区 分	支 払 年 月 日	支 払 金 額		
一 時 金		百 万	千	円
(摘要) 退職年月日				
支 払 者	所在 地			
	名 称			

用紙寸法は、日本産業規格A列6番とする。

〔備考〕(別紙第1関係)

- 1 この支払調書は、法第27条の3に規定する第2回目の給付金及び法第27条の7に規定する追給の給付金について使用すること。
- 2 「住所」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所を記載すること。
- 3 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
- 4 「摘要」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 支払を受ける者の退職年月日
 - (2) その他参考となる事項

〔備考〕(別紙第2関係)

- 1 この支払調書は、以下の給付金について使用すること。
 - (1) 法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3に規定する第2回目の給付金及び法附則第14項の規定により読み替えられた法第27条の7に規定する追給の給付金
 - (2) 法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3に規定する第3回目及び第4回目の給付金並びに法附則第15項の規定により読み替えられた法第27条の7に規定する追給の給付金
- 2 「住所」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所を記載すること。
- 3 (1) 第2回目及び追給の給付金の場合
 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定したものを記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。

(2) 第3回目及び第4回目の給付金の場合

「支払年月日」の項には、第4回目の給付金の支払年月日を記載し、「支払金額」の項には、第3回目及び第4回目の給付金の支払の確定したもの（これらの給付金の額の合計とし、第3回目の給付金を返納することとなった場合は返納後の額とする。）を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。

4 「摘要」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 支払を受ける者の退職年月日
- (2) その他参考となる事項